

新製品開発・改良促進事業補助金申請要項

1. 制度の概要

本市における産業構造の高度化及び転換を促進するため、市内企業が行う新製品の開発等を支援し、ものづくりを独創性と多様性に富んだ産業として振興することを目的とします。

2. 補助対象事業

事業化を念頭においた新製品・新技術・新システム等の開発又は基礎研究若しくは既存製品の改良に必要な経費について補助金を交付します。

注. 既に相当程度普及している技術・方式を導入する事業、基礎研究及び基本的な設計が終了していない事業（4. 補助対象事業区分（1）①の表中「基礎研究」に該当するものを除く）等については、補助対象外とします。

3. 補助対象者

市税を滞納していない者で次の各号に該当する者をいいます。（平成 28 年度に補助金の交付を受けた者を除きます。）

- (1) 市内に主たる事業所又は生産施設を有する企業^(注1)
- (2) 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該団体の構成員のうち本市内で事業を営むものの数が当該団体の構成員の数の2分の1以上を占める中小企業団体^(注2)

注1. 登記上だけでなく、事業活動の実体として主たる事業所又は生産施設が市内に存在することが要件となります。

なお、この補助金において、中小企業者とは中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める会社・個人をいいます。ただし、次のアからウのいずれかに該当する中小企業者は補助対象者から除きます。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注) 大企業とは、次の表による中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

【中小企業基本法による中小企業の定義】

業種	資本金又は従業者数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下

また、小規模企業者とは中小企業基本法第 2 条第 5 項に定める会社個人をいいます。「おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者」です。

注2. 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体又はこれに準ずると市長が特に認める団体をいいます。

4. 補助対象事業区分

次に掲げる事業のうち既に基礎研究及び基本的な設計が完了しているものに対し助成します。

注. 同一事業内容で国、県、市、その他公的機関から補助金等、資金助成の交付及び交付決定を受けている事業は対象事業とはなりません。

(1) 新製品開発部門

① 産学連携コース

大学等^(注1)と共同で行う次のア又はイに該当する事業に対し助成します。

ア デザインの研究開発、実用化試験又は商品化仕様開発を行う事業

イ 新製品の開発を目的とした基礎研究を行う事業

事業区分、補助額、限度額、事業期間については次の表のとおりです。

事業区分		補助額	限度額、事業期間
産学連携コース	重点分野 ^(注2)	1. 企業全般を対象	1,000万円 3年度にわたることも可能 (上限3,000万円。 ただし1年度における限度額は1,000万円)
	上記以外の分野	2. 中小企業者、中小企業団体を対象	500万円 2年度にわたることも可能 (限度額は500万円)
		3. 中小企業者以外を対象	500万円 2年度にわたることも可能 (上限1,000万円。 ただし1年度における限度額は500万円)
	基礎研究	4. 中小企業者、中小企業団体を対象	100万円 単年度のみ

注1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、国等の試験研究機関並びに独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うものをいいます。

注2. 重点分野は、環境(再生可能エネルギー関連を含む)、福祉又は医療に関する分野をいいます。

② 単独企業コース

事業転換又は経営多角化のために、小規模企業者、中小企業者又は中小企業団体が行う次に掲げる事業に対し助成します。

ア 新製品の開発事業

イ 新素材の開発利用事業

ウ 新システム又は新工法の開発事業

エ 新デザインの開発事業

事業区分、補助額、限度額、事業期間については次の表のとおりです。

事業区分	補助額	限度額、事業期間
単独企業コース (小規模企業者、中小企業者、中小企業団体を対象)	対象経費の2分の1以内 (小規模企業者の申請、重点分野は3分の2以内)	200万円 単年度のみ

③ 企業連携コース

事業転換又は経営多角化のために、中小企業者又は中小企業団体が他の中小企業者又は中小企業団体と連携して行う次に掲げる事業に対し助成します。

ア 新製品の開発事業

イ 新素材の開発利用事業

ウ 新システム又は新工法の開発事業

エ 新デザインの開発事業

事業区分、補助額、限度額、事業期間については次の表のとおりです。

事業区分	補助額	限度額、事業期間
企業連携コース (中小企業者、中小企業団体を対象)	対象経費の2分の1以内 (重点分野は3分の2以内)	400万円 単年度のみ

(2) 既存製品改良部門

自社で開発・製造した製品等に改良を行い、完成品として市場に投入するために必要な事業に対し助成します。

事業区分、補助額、限度額、事業期間については次の表のとおりです。

事業区分	補助額	限度額、事業期間
既存製品改良部門 (中小企業者を対象)	対象経費の2分の1以内	100万円 単年度のみ

注. 改良後は当該製品を市場で販売することが条件となります。

5. 補助対象経費

4で掲げた補助対象事業については、以下の項目が対象経費となります。

(1) 原材料費

補助対象事業を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費

(2) 部品費

補助対象事業を行うために必要な部品を購入するために支払われる経費

(3) 機械設備費^(注1)

補助対象事業を行うために必要な機械設備を購入・改良・設置するために支払われる経費

(4) 治具費

補助対象事業を行うために必要な治具を購入・設置するために支払われる経費

(5) 工具費

補助対象事業を行うために必要な工具を購入するために支払われる経費

(6) 外注加工費^(注2)

補助対象事業を行うために必要なものについて、申請者に技術・ノウハウ等がないために、やむを得ず他の企業等に外注するために支払われる経費

(7) 工業所有権導入費

開発・改良した製品・技術等について特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を取得するため

の経費

(8) リース料^(注3)

補助対象事業を行うために必要なものをレンタル又はリースするために支払われる経費

(9) システム開発経費^(注4) (情報サービス業を営む者のみ)

当該ソフトウェア開発 (組み込みソフトウェアを除く) に直接関与する社内開発従事者の従事時間に対し支払われる直接人件費

(ただし、当該経費に係る補助限度額は100万円とします。)

(10) その他市長が必要と認める経費

※ 補助対象経費は以下のすべてに当てはまるものとします。

- ① 本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって購入品、金額等が確認できるもの
- ② 交付決定日以降、補助期間終了までに要するもの
- ③ 企業または代表者が支出したもの

※ 以下は補助対象外経費 (補助対象とならない経費) とします。

- ① 交付決定日より前に発注を済ませている経費
- ② 振込手数料
- ③ その他上記補助対象経費に該当しない経費

※ 申請時に経費内訳計算書 (別紙1) の提出が必要となります。

注1. 機械設備費については、生産ライン及び申請者の日常の業務活動で使用される設備資産は対象とはなりません。このためパソコンやコピー機の導入など、汎用性のある設備・機具については対象外となります。

注2. 補助対象経費総額に占める外注加工費の割合は50%以内とします。また、事業の主たる技術課題等の解決方法そのものを外注又は委託する事業は補助対象外とします。

注3. 補助事業実施期間中の金額に限ります。

注4. 開発従事者の給与・手当等から時間単価を算出し、これに開発に係る従事時間数を乗じて得た金額を対象としますが、職種ごとに定める下記の時間単価上限額を超えないものとします。なお、申請時には、別紙2システム開発経費積算書の提出が必要です。また、補助事業終了後に開発従事者の給与・手当等の実績額を確認するため、給与明細、雇用契約、賃金台帳、就業規則等の書類を確認させていただきます。

【職種と時間単価上限額】

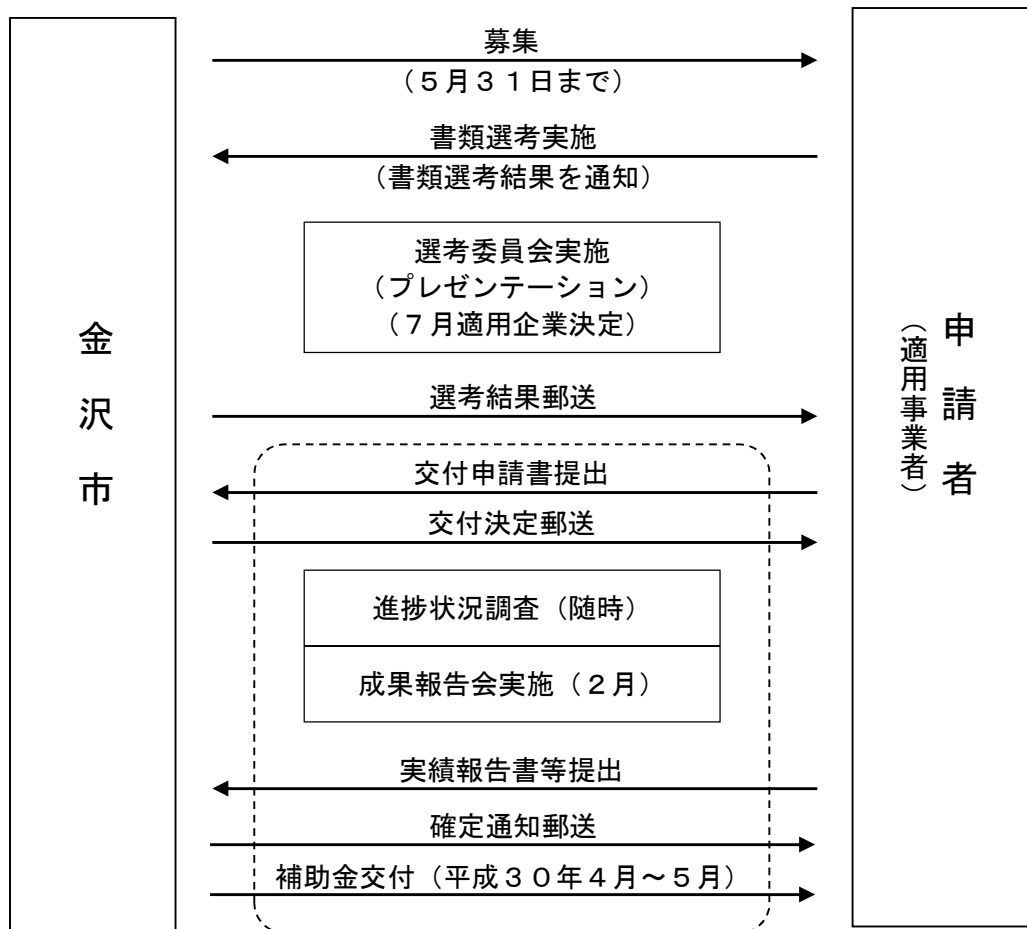
- ① システム・エンジニア 2,000円

(説明) 電子計算機の規模能力を考慮の上、業務を総合的に分析し、より効果的に計算機を利用できるよう、業務をシステム化するための設計をする仕事に従事する者をいう。

- ② プログラマー 1,600円

(説明) 主としてシステム・エンジニアによって作成されたデータ処理のシステムを検討して、電子計算機に行わせるプログラムを作成し、操作手順書を作る仕事に従事する者をいう。

6. 補助金申請から交付までの流れ（点線枠は事業採択者）

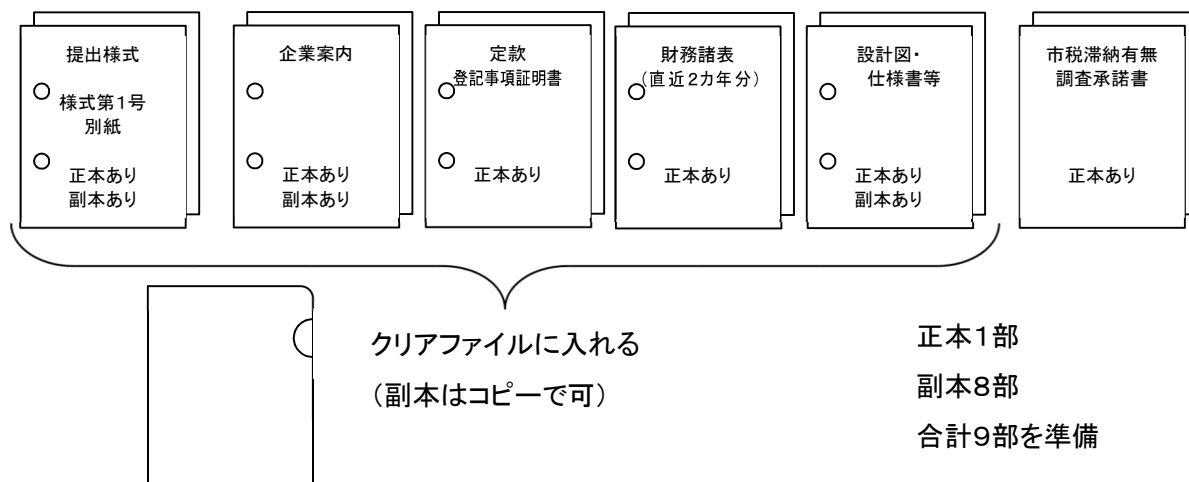


(1) 申請方法

以下の書類を金沢市経済局ものづくり産業支援課あて提出してください。

- ① 補助事業適用申請書 (正本1部、副本8部、合計9部)
注. 様式第1号及び別紙を提出してください。
- ② 企業案内・パンフレット (正本1部、副本8部、合計9部)
- ③ 定款 (正本1部)
注. 個人事業主の場合は、確定申告書(第1表)、納税証明書の写し等、事業を行っていることが示されている書面を提出してください。
- ④ 登記事項証明書 (正本1部)
注. 提出日より3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。
注. 個人事業主の場合は、確定申告書(第1表)、納税証明書の写し等、事業を行っていることが示されている書面を提出してください。
- ⑤ 財務諸表 (正本1部)
注. 直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表を提出してください。
- ⑥ 市税滞納有無調査承諾書 (正本1部)
- ⑦ 開発製品・改良に係る設計図・仕様書等 (正本1部、副本8部、合計9部)

申請書類のまとめ方について



(2) 選考方法・選考基準等

① 選考方法

新製品開発・改良促進事業選考委員会において書類選考及び選考委員会でのプレゼンテーションを実施し、その意見を聴いて補助事業の適用の可否を決めます。(書類選考を通過した申請者は選考委員会において、申請書類及び事業計画等について説明を行っていただきます。)

なお、選考委員会は非公開で行われ、選考経過に関する問い合わせには応じられません。

② 選考基準

選考は以下の選考基準により採点を行い、予算の範囲内で採択を決定します。なお内容等により補助金額を減額して採択する場合があります。

ア 新規性(既存製品改良コースを除く)

イ 実用性

ウ デザイン性

エ 技術性

オ 販路・市場性

カ 事業実施体制

③ 選考結果

選考結果を申請者あて郵送で通知します。選考委員会終了後概ね半月後となります。

(3) 交付決定等

① 適用となった企業は、適用通知後15日以内に交付申請書を提出してください。

② 交付申請書を審査後、交付決定通知書を送付します。なお、交付決定額は増額しません。

また、交付決定後、事業総額又は各項目の経費が2割以上変更若しくは事業内容の変更(軽微な変更は除く)となる場合には、事前の承認(変更承認申請書の提出)が必要です。

(4) 進捗状況調査(随時)

適用事業者を訪問し、事業の進捗状況を確認します。

なお、進捗状況について、調査票を提出してください。

(5) 成果報告会（2月）

開発成果（中間成果）を選考委員に説明してください。

(6) 実績報告書

事業期間終了後15日以内に、実績報告書、実施内容説明書、請求書・領収書（写し）、金沢市あて請求書を提出してください。

審査後、確定通知書を郵送し、交付手続に入ります。確定通知書郵送後概ね1ヶ月程度でお振り込みします。

7. その他

- (1) 適用企業名、事業名等は金沢市及び関係ホームページで公表する場合があります。
- (2) 事業終了後5年間は、補助事業により取得した機械等の財産等は保管しなければなりません。
- (3) 事業終了後3年間は毎年度、事業経過報告書を提出する必要があります。また適宜、訪問及び調査をすることがありますので、ご協力をお願いします。
- (4) 適用申請書以外の書式については、その都度送付します。

【お申込み・お問い合わせ先】

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市経済局ものづくり産業支援課 「新製品開発・改良促進事業補助係」

TEL 076-220-2205 FAX 076-260-7191

金沢市では、申請内容や申請書の記載方法など、事前に相談を受け付けております。
まずはお電話でご連絡のうえ、お気軽にご相談ください。

金沢市総合アドバイザー 太田 富久

金沢市ものづくりアドバイザー 山田 外史

（相談時間）月曜日～金曜日 13:00～17:00

（連絡先）金沢市異業種研修会館

〒920-0377 金沢市打木町東1400番地

TEL 076-240-1934